

## 第30号議案

### 島根県職員定数条例の一部を改正する条例

島根県職員定数条例（昭和28年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に見出しとして「（職員の定数）」を付し、同条第1号中「4,030人」を「3,663人」に、「92人」を「40人」に改め、

「地方公営企業の特別会計に属する職員

企業局の職員 115人

を削り、同条第3号中「313人」を

中央病院の職員 664人

湖陵病院の職員 185人

」

「302人」に改める。

第3条に見出しとして「（定数外の職員）」を付し、同条第1号中「普通地方公共団体」を「地方公共団体」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。